

様式第11号(第7条関係)

一 般 廃 棄 物 処 分 業 許 可 証

第 8 2 0 1 号

令和 8 年 3 月 2 日

住 所 高松市一宮町1686番地6
名 称 株式会社塵芥センター
氏 名 代表取締役 溝淵 誉仁 様

東かがわ市長 上 村 一 郎



一般廃棄物処分業を行うことを、下記の条件を付けて許可します。

記

許 可 期 間	令和8年4月1日 ~ 令和10年3月31日
一 般 廃 棄 物 の 種 類	木質系一般廃棄物(刈草、剪定くず等)
処 分 方 法	破碎処分によるチップ化
許 可 の 条 件	中間処理施設又はそれらの設置場所を変更する場合は、あらかじめ承認を受けること。